



中央新幹線建設工事に伴う発生土運搬車両の
阿智村道1-20号線等の通行等に関する確認書



中央新幹線建設工事に伴う発生土運搬車両の
阿智村道1-20号線等の通行等に関する確認書

阿智村（以下「甲」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構関東甲信
工事局（以下「乙」という。）及び東海旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、中央
新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項（2019年1月21日締結、2024年10
月17日及び2026年3月16日一部変更）に基づき、丙より委託され乙が実施する
中央新幹線建設工事における発生土置き場整備に必要な資機材運搬及び発生土運搬に使用
する車両（以下「運搬車両」という。）の阿智村道1-20号線等の通行等に関する事
項を次のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、運搬車両の通行等に関する確認を行うことにより、阿智村内の交
通安全の確保及び村民生活への影響の低減に最大限配慮した安全且つ安心で円滑な
工事の施工を図ることを目的とする。

（通行経路）

第2条 運搬車両の通行経路（以下「通行経路」という。）は萩の平非常口ヤード周辺
のほか、発生土運搬先に至る村道1-20号線をはじめとする村道等とする。

2 乙は、前項に定める通行経路を変更する場合は、事前に甲及び丙と調整のうえ、関
係する住民への周知を図るものとする。

（安全対策）

第3条 乙は、一般車両及び歩行者等の安全を確保できるよう保安対策協議会にて調整
のうえ、必要な安全対策を行うものとする。

2 乙は、一般車両の通行を優先し、一般車両に不便をかけないように努めるものとする。
なお、村道1-20号線区間①迂回路の通行（仮橋による通行を含む）が可能となる
までは、当該区間での一般車両と運搬車両との離合の発生を避ける対策を行うもの
とし、必要に応じて、一般車両の安全を確保するための対策を加えて行うものとする。

3 乙は、やむを得ず一部通行止めを必要とする場合及び第1項の安全対策を実施する
場合は、予め甲及び清内路自治会（以下「自治会」という。）等と調整するものとし
る。

（運搬車両の通行時間等）

第4条 通行経路における運搬車両の通行時間は、午前8時から午後6時までを原則と

する（通勤車両等は除く）。ただし、甲及び乙、並びに自治会等が協議し、合意が出来た場合はこの通行時間を変更できるものとし、その場合は乙が事前に関係住民へ周知を図るものとする。

- 2 運搬車両は、土・日曜日及び長期休暇期間（春の大型連休、お盆、年末年始）等（以下「休日等」という。）は通行しないことを基本とする。ただし、休日等に運搬車両が通行する場合は、乙は事前に甲及び自治会等と調整し、合意が出来た場合は、関係する住民への周知を図るものとする。
- 3 通行経路における運搬車両の通行により、甲及び自治会等の行事等に支障が生じることが予想される場合は、甲は乙へ連絡し、乙は運搬車両の通行について配慮するよう努めるものとする。

（苦情対応等及び運行計画の周知）

第5条 運搬車両の通行に伴う第三者からの苦情等については、原則として乙が速やかに対応するものとし、甲、乙及び丙は当該苦情等に係る情報を共有するものとする。

- 2 運搬車両の通行に関係する住民及び自治会等からの要望等については、甲、乙及び丙で対応を検討し、その結果、対策の実施が必要と判断される場合は、乙又は丙が行うものとする。
- 3 乙は、必要に応じ甲、丙及び自治会等と打合せの場を設けるものとし、運行計画（運搬時期、運搬台数等）については、事前に住民へ周知するものとする。

（道路維持の内容等）

第6条 乙は、運搬車両の通行に起因する土砂・粉塵等の飛散防止に努めるものとし、道路上にそれらの汚れが発生した場合は、乙の負担において路面清掃を行うものとする。

- 2 運搬車両の通行に支障となる落石や倒木等の撤去、法面の除草、除雪、融雪剤の散布は、乙が自らの判断において実施できるものとする。
- 3 運搬期間中及び完了時において、運搬車両の通行に起因する道路施設の損傷について、甲は乙と協議し、乙の負担において早期の復旧に努めるものとする。

（工事施行業者等への通知）

第7条 乙は、この確認書の内容を工事施工業者等に通知し、遵守させるものとする。

（確認書の有効期間）

第8条 この確認書の有効期間は、確認書を取交した日から乙が実施する中央新幹線建設工事に伴う発生土運搬車両の阿智村道1-20号線等の通行が完了した日までの期間、効力を有する。

(その他)

第9条 この確認書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して対応するものとする。

本確認書を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙おのおの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2026年3月18日

甲 長野県下伊那郡阿智村駒場 483
阿智村長

熊谷秀樹



乙 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 5-11
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
関東甲信工事局長 古谷 聡



丙 長野県飯田市元町 5451
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部 名古屋建設部
中央新幹線長野工事事務所長 小池 一之



長野県
下伊那郡
阿智村長印

長野県
下伊那郡
阿智村長印

長野県
下伊那郡
阿智村長印